② 個別事業に対するご意見について

個別事業については、(仮称)「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針 Ver. 1.0」(素案) に具体的な記載はされていないものであるが、本市では次の考え方に基づいて進めていくとともに、参考に 10 件以上の意見が寄せられた関心の高い事業について回答いたします。

「事項3-1 「事務事業総点検」等に基づく点検・精査」においても、重ねてお答えしておりますが、 グローバル化の進展とともに、今後ますます少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少などにより働き手 や地域の担い手が不足するなど、現在の厳しい財政状況のみならず、将来を見通しても、大阪市の地域 社会や市民生活は、ますます厳しくなることが予想されます。

こうした時代の潮流が大きく変化している中では、例えば、将来の大阪を支える人材育成と雇用環境の整備に向けて、今から「子ども・教育」「雇用・勤労」の分野にシフトしていくなど、優先的・重点的に実施すべき施策・事業に大胆に財源をシフトすることで地域社会の活力を維持し、持続可能な大阪市としていくことがきわめて重要であります。

したがって、収入の確保や総人件費の抑制、外郭団体等の見直し、公共事業のあり方の検討やムダの 排除の徹底を図るとともに、将来にわたって大阪の地域社会の暮らしとまちを守り続けていくために、 市民サービスを単純に削減するということではなく、今後も持続可能な制度として維持・継続していく ため、施策・事業の選択と集中による再構築に取り組み、「持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築」 を実現してまいります。

【個別事業に対する意見件数の一覧(10件以上のもの)】

事務事業	意見件数
赤バス・コミュニティ系バスの運営について	239
敬老優待乗車証について	175
児童生徒就学援助事業について	92
国民健康保険料について	58
新婚世帯向け家賃補助制度について	40
中学校給食について	28
保育事業(待機児童関係)について	27
保育事業(制度、民営化など)について	23
介護・福祉・保育職員の賃金・労働条件について	21
重度障害者医療費助成について	19
少人数学級について	13
上下水道料金福祉措置について	12
生活保護について	12
市営住宅(建設)について	11
特別支援学校について	11
介護保険について	10
合 計	791

※その他にも 129 件のご意見をいただきました。

これらのご意見は関係する部署に内容を報告いたしました。

【赤バス・コミュニティ系バスの運営について】(239件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・補助はなくさないでほしい。 (13 件)	「市営バス事業の改革プラン『アクションプラン』(交通局策定)に掲げられた、抜本的な路線再編の実施」を踏
・さらに補助額を増やすこと。	まえ、「本市の総合的な施策としての市民の移動手段のあり方に関するワーキング」の議論を勘案し、関係局で協議
・さらに補助領を増やりこと。	のうえ、一般会計からの補助の考え方の整理を行います。
・存続させてほしい。(176件)	赤バスにつきましては、平成 22 年 3 月に策定しました市営バス事業の改革プラン「アクションプラン」におきま
〈〈主な意見〉〉	して、ご利用が低迷していることや、一般バスとサービスが重複していることなどから、現状の赤バスサービスは廃
高齢者は赤バスを利用し、通院や買い物などに出か	止することとしておりますが、一方で、一定の目標値を設定しながら地域とともに利用促進に努め、あわせて抜本的
けているので、見直し反対。	な路線再編の基礎となる需要の検証を行うこととしています。
・台数、路線等を改善・拡充してほしい。(48件)	この利用促進の取組みでは、四半期ごとに利用実績を公表するとともに、区役所と連携し利用者や地域の方々から
	様々なご意見をお伺いしながら、地域の実情に応じた取組みを進めているところです。
	こうした取組みの結果、目標値を超えるご利用がある場合は、使用車両や料金等は改めて検討したうえで、バスサ
	ービスを維持することとしています。また、目標値を超えるご利用がない場合は、まずは一般バスの路線再編で需要
	に応じた配慮を行い、それでも対応できない地域の移動ニーズがある場合には、市営バス以外の移動手段について地
	域での議論を踏まえた対応策を検討してまいりたいと考えています。
・赤バスは、当初から福祉施策であり、地域になくて	
はならない市民の足。地下鉄は黒字化が進んでおり、	化することとしており、「新たなタイプ別分類」に基づき、費用負担を含めた責任分担のもと、路線・サービス水準
地下鉄の黒字を市バスや赤バスに投入すれば充分補	の設計や運営を行っていくこととしております。
えることは明らか。地下鉄、バス事業全体の財政の中	この考え方のもと、需要量が多く採算性も高い「幹線系」路線については、原則として他からの助成に頼ることな
で一体のものとして考えていくべき。	く自らの責任で運営することとし、地下鉄との一体性が強い「フィーダー系」路線については、運営にかかる欠損相
	当額などを地下鉄事業から繰り入れ、また、採算性は低いものの、市民サービスとしての必要性が高い「地域系・コーニ・スト 2007年 これでは、この開始したがなる。 2007年 2007
	ミュニティ系」路線については、その運営上生じた負担について、一般会計からの補助を受けながら、維持運営する
	こことしてねります。 赤バスについては、ご利用が低迷していることや、一般バスのサービスと重複していることなどから、現状の赤バ
	スサービスは廃止することとしていますが、一方で、一定の目標値を設定しながら地域とともに利用促進に努め、抜
	本的な路線再編の基礎となる需要の検証を行うこととしています。
	本的なBMが行機の基礎となる需要の機能を行うこととしています。 こうした取組みを行い、目標値を超えるご利用がある場合は、バスサービスを維持することとし、目標値を超える
	ようなご利用がない場合は、まずは一般バスの路線再編で需要に応じた配慮を行い、それでも対応できない地域の移
	動ニーズがある場合には、市営バス以外の移動手段について地域での議論を踏まえた対応策を検討してまいりたいと
	考えております。
	- なお、赤バスの目標値につきましては、バスサービスとして提供するためにふさわしい需要が存在するか否かの検
	証を行うとともに、地域の方々に利用促進に取り組んでいただきやすいよう、市民・利用者へのわかりやすさ、実績
	データの取得や公表のしやすさなどから「走行キロあたり乗車人員 2.2人」を用いております。

【敬老優待乗車証について】(175件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・存続してほしい。(170件) <<主な意見>> 敬老パスによって、高齢者は通院や買い物などの外出ができ、それが健康維持にもつながっている。敬老パスは市が誇るべき制度であり、見直し反対。 ・有料化すべき。(3件) ・廃止すべき。(2件)	今後、少子高齢化の一層の進展に伴い、本市においても福祉施策全般にかかる経費が確実に増加するなど財政状況 はさらに厳しさを増しております。 敬老優待乗車証交付制度についても、このままでは存続が危ぶまれる状況にあることから、廃止するのではなく今 後も持続可能な制度として維持・継続していくため、市会や市民の皆様方の幅広いご意見を頂きながら、引き続き具 体的な方策について検討してまいりたいと考えております。

【児童生徒就学援助事業について】(92件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・存続してほしい (35件)	就学援助制度は、経済的な理由により就学の機会がさまたげられることのないよう、学校教育法第19条に基づき
	設けられている制度であり、制度の拡充につきましては、平成16年度の学校保健法施行令の改正に伴い、虫歯の治
	療範囲や材料の限定を撤廃し、健康保険が適用となる治療はすべて医療費の対象といたしました。
	また、学校給食については、給食月額単価改訂に準じ、支給上限を引き上げております。
・制度の改善・拡充を求める(33件)	学用品等につきましては、平成 20 年度より保護者の方が学校に納めていただいている学校徴収金相当に対象を明
・ 間及の政告・拡光を水のる(55 円)	確にし、その金額を支給するよう変更しております。この変更により校外活動費については、これまで上限額があり、
	また援助の対象となる経費も限定されておりましたが、対象外であった宿泊代、食事代、保険代も対象とし、全額支
	給に改めております。
	また、これまで支給対象外となっておりました保健費、学級写真代の「その他諸費」、卒業アルバムや茶話会等の
	「卒業諸費」も新たに支給の対象とし、拡充に努めて参りました。
	現在、文部科学省において認定基準統一化の動きがあり、その動向を注視するとともに、今後の制度のあり方につ
	いて、就学の機会確保に向け、真に援助を必要とする者が援助を受けることができるよう持続可能な制度とするため
	に研究・検討を行ってまいります。
・申請の窓口は、学校だけでなく、区役所や教育委員	就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、義務教育の円滑な実施に資する重要
会にも申請できるようにしてほしい(5件)	な制度であり、この制度を有効に活用させるためには、学校の果たす役割は非常に大きく、教育的配慮を行える学校
	を中心に教育活動とのかかわりの中で運営されるのが最も望ましいと考えております。
	本市ではそういった観点を踏まえ、「大阪市児童生徒就学援助規則」により、申請手続き等につきましては、学校
	を通じて行うことを定めております。
	なお、平成 14 年度から区役所機能の充実を図る目的で職制の改正が行われたところで、就学援助の事務につきま
	しても教育委員会に移管しております。

・気軽に利用できる制度に見直してほしい(3件)	就学援助の認定にあたりましては、「大阪市児童生徒就学援助規則」に基づき、申請者は申請書に所得証明等必要
	書類等添付して学校を通じて申請し、教育委員会は提出された書類に基づき審査することとしておりますが、平成 22
	年度から税情報の取得に同意いただきました保護者の所得内容につきましては、教育委員会でその方の税情報を取得
	し、証明書の添付を不要とし申請者の負担軽減を図りました。
	また、認定者の振込口座につきましても、ゆうちょ銀行を除き学校徴収金口座を利用される場合は、口座の申出書
	の提出を不要としました。
	申請者の負担軽減につきましては、今後も引き続き努力してまいります。
・認定基準を引き下げるなど、誰もが受けやすいよう	就学援助制度は、経済的な理由により就学の機会がさまたげられることのないよう、学校教育法第19条に基づき
改善してください。(3件)	設けられている制度であり、本市はこれまで国の定める認定基準に準拠した運用を行い、「大阪市児童生徒就学援助
	規則」で受給資格を定めています。
	就学援助の認否基準の一つである世帯の収入・所得の目安額についても、国の考え方に基づき、本市生活保護基準
	額をもとに積算を行い、生活保護世帯の1年間の平均的な生活費を算出し、設定を行っております。
・国庫負担金を国に要求し、就学援助助成制度の改善	平成 17 年度より国の三位一体の改革により準要保護世帯に係る国の補助金が廃止され、市町村に税源移譲されて
拡充してください (6件)	います。
	国に対しましては就学援助費に係る財政措置の充実、特に援助対象者の指定都市財政の大きな負担となっている現
	状に鑑み、雇用・失業情勢を反映するなど実態に見合った財政措置を講じるよう要望を行っています。
	就学援助の支給につきましては、今後も予算の確保に努めてまいりたいと考えています。
・中学校の完全給食を実施するまで、就学支援受給者	学校給食費の援助につきましては、学校給食法に基づく給食を実施する学校に在籍する児童・生徒が対象となって
に給食費相当分を支給して下さい。(7件)	おります。したがいまして、給食を実施していない学校では、学校給食費にかかる就学援助は適用されません。

【国民健康保険料について】(58件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・国民健康保険料を引き下げてほしい。(50件) ・滞納者への資産調査や差し押さえはただちにやめるべき。	国民健康保険は、事業運営を保険料と国庫支出金等で賄うことが原則でありますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、その原則どおりでは保険料負担が大きくなることから、被保険者の負担を軽減するため、多額の市税等を繰入れ、1人当たり平均保険料を21、22年度に引き続き3年連続で据え置いており、政令指定都市の中で2番目に安いものとなっております。 さらに、本市独自の施策として、均等割・平等割保険料の3割軽減や、災害や失業など特別の理由により、所得が前年に比して3割以上減少し、保険料の全額納付が困難と認められる世帯に対しまして減免制度を設けている等、保険料負担の軽減に努めているところです。 また、昨今の厳しい経済状況下においても、多くの方々が保険料を納付いただいている事実を念頭に置き、被保険者間の保険料負担の公平性を確保するため、特別な事情もなく保険料の完納に応じない滞納世帯に対しては毅然とした対応が必要であることから、厳正に滞納処分の執行に努めております。
・窓口医療を引き上げないでほしい。	医療機関の窓口での一部負担金につきましては、受益と負担の公平を確保するために設けられており、本市として も法の定めるところにより実施しているものであります。

・国民健康保険証を取り上げないでほしい。(3件)	本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、徴収嘱託員または訪問徴収業務委託事業者が訪問徴収するとともに、督促状を送付し納付を促しております。しかし、これによっても納付いただけずに滞納状態が改善されない世帯に対しては、催告書の送付や有効期限の短い「短期有効期限被保険者証(短期証)」を交付することで、証の更新機会に接触を図り、その実情の把握と納付相談に努めております。それでもなお特別の事情もなく、長期(一年以上)にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、証の返還処分及び資格証明書の交付を行っております。
・国保料の大幅値上げをもたらす広域化をやめるべ	国民健康保険は、加入者に高齢者や低所得者が多いことから、財政基盤がぜい弱であるという構造的な問題を抱え
き。	ております。
・「広域化」で一般会計からの繰り入れをなくすな。	さらに、少子化の進展や、社会情勢の変化に伴い、国民健康保険を一市町村が長期に安定して運営することは極め
・国民健康保険を拡充すべき。	て困難であり、このままでは国民皆保険制度の維持すら難しい状況となっています。
	このことから、本市では国を保険者とする医療保険制度の一本化など抜本的な改革について国に要望してきたとこ
	ろです。
	一方、後期高齢者医療制度廃止後の新たな高齢者医療制度を検討する、国の「高齢者のための新たな医療制度等に
	ついて (最終とりまとめ)」において、国保運営については、時期を定め、「全年齢を対象に都道府県単位化を図るこ
	とを法律上明記する」とされたところです。
	本市としては、国民健康保険の都道府県単位化を第一段階として、医療保険制度の一本化等、抜本的な改革を引き
	続き要望してまいります。

【新婚世帯向け家賃補助制度について】(40件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・存続してほしい(39件)	新婚世帯向け家賃補助制度は、活力あるまちづくりの推進に向け、若年層の市内居住を促進することを目的として実施しているものです。
	今後ますます少子・高齢化、グローバル化が進むなど、社会経済情勢が大きく変化する中にあって、本市の地域社会や市民生活を根底から捉え直す必要があり、市民にとって真に必要な制度のあり方については、絶えず検討が必要であると考えております。
・制度の年齢制限は撤廃するべき。	新婚世帯向け家賃補助制度は、活力あるまちづくりの推進に向け、若年層の市内居住を促進することを目的として 実施しているもので、制度の趣旨から、申込者の資格を「夫婦いずれも満40歳未満の世帯」としており、年齢制限 の撤廃は困難であると考えております。

【中学校給食について】(28件)

【十子及附及C 24 C】(2011)	
ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・中学校給食を実施してほしい。(25件)	現在、本市におきましては、平成19年4月に「中学生の昼食の考え方(方針)」を定め、大阪市立中学校においています。
	ては家庭からの弁当持参を基本としたうえで、弁当を持参しない場合にご利用いただけるよう、「昼食提供事業」を
	平成20年度から順次実施し、平成21年9月からは市内全校で実施しております。
	平成21年1月19日に本市教育委員会の方針としてまとめた「中学校における学校給食について」では、家庭弁
	当持参の定着・効果を活かしつつ、多様化している中学生のニーズも踏まえ、家庭弁当と学校給食の選択方式での中
	学校給食の実施をめざすこととしております。
	中学校給食の実施につきましては、食育を推進する面からも非常に重要であると考えており、小中学校9年間を
	通した食育を積極的に推進し、平成25年度中の全校実施に向けて順次、取り組みを進めてまいります。
・中学校給食を無料で実施してほしい。(3件)	学校給食法第11条及び学校給食法施行令第2条では、学校給食実施に必要な施設・設備に要する経費並びに学校
	給食の運営に要する人件費等は、自治体の負担となっており、それ以外の食材料費等の学校給食に要する経費につい
	ては、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担となっております。
	なお、学校給食費の援助につきましては、生活保護法第 13 条に基づく教育扶助、学校教育法第 19 条に基づき設
	けられている就学援助制度がございます。

【保育事業(待機児童関係)について】(27件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・保育所を増やし、待機児童を解消してほしい。	本市におきましては、保育ニーズに対応するため、保育所の新設、増改築や賃貸物件を活用した保育所整備等に取
(11件)	り組み、計画的に入所枠の拡大を図っております。
・0歳児の定数を増やしてほしい。	今後も新たな保育ニーズ等の動向をふまえ、計画的な保育所整備に努めてまいりたいと考えております。
・公的保育所を新設により、待機児童を解消してほし	本市におきましては、増大かつ多様化する保育ニーズに公立民間双方の保育所が相まって対応することとしており
い。(5件)	ます。
	新たな保育ニーズへの対応につきましては、民間による保育所の新設、増改築や賃貸物件を活用しての保育所整備
	に取り組み、計画的に入所枠の拡大を図っております。
・待機児は安易な民間丸投げ、基準引き下げの詰め込	増大かつ多様化する保育ニーズに応えるためには、公立・民間双方の保育所が相まって保育施策を推進していくこ
みよる解決ではなく、公的責任を明らかにした対応を	とが必要です。公立保育所につきましては、配慮を要する児童を積極的に受け入れるとともに、地域の子育て支援の
してください。(2件)	ため積極的な役割を果たしていく必要があり、今後とも機能充実を図る必要があります。そのためにも、限られた人
	材・物的資源を有効活用する観点から、公立保育所の抜本的な再編整備を進めています。再編整備につきましては、
	民間活力を導入し、その運営を社会福祉法人に委託してまいります。
・公立保育所を増設してほしい。(6件)	本市におきましては、増大かつ多様化する保育ニーズに公立・民間双方の保育所が相まって対応することとしてい
	ます。公立保育所においても、従前から建物の老朽度や地域の保育ニーズを勘案した施設整備を図ってきています。
	今後とも地域の保育ニーズを見極めつつ、多様化する保育ニーズに対応できるよう様々な方策を検討・実施しながら、
	再編整備も含めた効果的・効率的な保育所運営に努め、適時・適切な施設整備を行ってまいります。

・育児がしんどいという理由だけで預ける母親がいる。常勤で働いている母親が子どもを人口密度が過剰な保育園に預けなければならなくなるのは衛生的に困る。

保育所の入所につきましては、児童福祉法施行令に定める基準に従って制定した、大阪市保育の実施に関する条例に基づき決定しており、就労や疾病等により保護者のいずれもが児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に、保育所において保育することとしております。

入所選考にあたりましては、保育所が保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする施設であることを鑑み、各区の保健福祉センター所長が入所選考基準に基づき、保育に欠ける優先順位や兄弟関係など各家庭の諸事情、就労状況等についても勘案しながら、総合的に選考を行っております。

・仕事をしていないのに保育園に預けるという状況があり、詳細を調べたほうがいい。

保育所の入所につきましては、児童福祉法施行令に定める基準に従って制定した、大阪市保育の実施に関する条例に基づき決定しており、就労や疾病等により保護者のいずれもが児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に、保育所において保育することとしております。

現在保護者が就労されていなくても、就労を予定し、求職中の場合、お子さんを保育所に預けなければ就職活動自体が困難であることから、入所申込を受付しております。求職中を理由として、保育所への入所決定をした場合については、入所を必要とする期間を6ヶ月と定め、その間において就労先を見つけるよう保護者に対して各区役所から促しているところです。6ヶ月を経過する時点において、当該の保護者から入所を必要とする期間を更新する必要がある場合は、当該の保護者から「更新申込書」の提出を求めており、その際、就労先が決まっていない保護者に対しては、引き続き就労先を見つけるよう各区役所から指導をしているところです。

本市においては、仕事と家庭の両立を支援していく観点から「求職中」等についても、保育所への入所要件として認めているところでありますが、求職状況の十分な把握及び就労指導など、引き続き保育所入所事務の適正化に努めてまいります。

【保育事業(制度、民営化など)について】(23件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・「子ども・子育て新システム」の導入をやめてほし	
い。 (4件)	あたりましては、保育の質や財源の確保などについて、他の指定都市と連携を図りながら国に対して要望していると
・「子ども・子育て新システム」について、実現可能	ころです。
か内容を検討して進めてほしい。	
・公的な保育制度を充実させてほしい。(4件)	本市では、多様化する保育需要に対応するため、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービス
	の拡充を図っております。
	今後とも、大阪市次世代育成支援行動計画に基づき、各事業の連携を図りながら、総合的な子育て支援体制の充実 に努めてまいります。
・保育所の民営化、民間委託に反対。(9件)	増大かつ多様化する保育ニーズに応えるためには、公立・民間双方の保育所があいまって保育施策を推進していく
	ことが必要です。公立保育所については、配慮を要する児童を積極的に受け入れるとともに、地域の子育て支援のた
	め積極的な役割を果たしていく必要があり、今後とも機能充実を図る必要があります。そのためにも、限られた人材・
	物的資源を有効活用する観点から、公立保育所の抜本的な再編整備を進めています。再編整備については、民間活力
	を導入し、その運営を社会福祉法人に委託してまいります。
・子ども達のために広く庭のある保育園の設置など、	保育所整備にあたっては、児童福祉施設最低基準をはじめとする関係法令を遵守している施設について認可してお
施設を豊かにしてほしい。(2件)	ります。

・保育料を安く(無料に)してほしい。(2件) 保育料につきましては、本市では、従来から国の基準を一定比率で軽減し、平成12年度から、3歳未満児の保育 料を一律10%減額、同一世帯で2人以上入所している場合には、2人目については全階層で一律50%減額、3人 目以降は無料とし、保護者負担のより一層の軽減を図ってきたところであります。 さらに、平成19年度からは、2人目、3人目等の認定にあたり、兄姉が保育所だけでなく幼稚園や認定こども園 に入所している場合でも、軽減の対象としたところであり、平成20年度からは特別支援学校幼稚部、知的障害児通 園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービスを利用す る就学前児童についても算定対象人数に含め保育料の軽減を図ってきたところです。 また、災害、疾病、その他不測の事態によりご家庭の経済状況に著しい変動があり、徴収金額の全部または一部を 負担することができないと認めるときは、保育料の減額または免除するなど個々に対応しているところであります。 ・保育所給食にあたり材料費、設備費、人員を増やす 保育士の配置基準につきましては、国の児童福祉施設最低基準において定められているところですが、本市では、 ことが急務。 多様化する保育ニーズに対応するため、非常に厳しい財政状況のもと国基準を上回る基準を設定するなど、鋭意その 充実に努めております。 保育所における給食については、各保育所において、一人ひとりの児童の発達段階や健康状態に応じた離乳食・幼 □児食やアレルギー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等に細心の注意を払い、質の確保に努めているところで

【介護・福祉・保育職員の賃金・労働条件に	今後とも、保育内容の充実を図るため、他の指定都市及び関係機関と連携を図りながら引き続き国に対して働きかけてまいりたいと考えております。 ついて】(21 件)
ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・介護、福祉、保育に関わる職員の賃金・労働条件を改善してほしい。(21件)	(介護、福祉に関わる職員について) 職員の配置基準や賃金等の労働条件の改善など、制度設計については国の責務であることから、社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができるよう、国に対して財政措置を拡充するよう要望しているところです。

【重度障害者医療費助成について】(19件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・存続してほしい(17件)	重度障害者医療費助成制度については、医療費助成に関する大阪府の要綱に基づき、府下の全市町村において実施
・もっと充実してほしい(2件)	しております。 本来、重度障害者などに係る医療費の助成については、国の制度として統一した基準を設けて実施されるべきものと考えており、従前から大阪府市長会を通じて国に対して要望を行っております。また、大阪府に対しても、現行制度の維持や拡充等について要望を行なっております。今後とも、医療のセーフティネットとして必要不可欠であるこの制度を、国において制度化されるよう、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

【少人数学級について】(13件)

シス外(版に)では「10円)	ジ 立 口 ト リ ト フ ト ナ ホ ヤ ト ト
ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・小・中学校で少人数(30人)学級を行ってほしい。	小・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づい
(13件)	て、1学級40人を基本として編制し、大阪府教育委員会の同意を得ております。
	現在、大阪府では小学校1・2年生について35人で学級編制を実施しており、本市におきましても府の基準に従
	い、小学校1・2年生について35人で学級編制を実施しております。
	本市では、独自の施策として、基礎・基本の確実な定着と個に応じたきめ細かな指導の一層の充実をめざし、小学
	校3年生から中学校3年生までの継続した習熟度別少人数授業を実施しております。
	今後とも、小学校1・2年生の35人学級編制を大阪府の基準に従って実施するとともに、小学3年生から中学3
	年生までの継続した習熟度別少人数授業を実施してまいります。
	また、今般、国におきましては、学級編制基準及び教職員定数の改善について検討されているところであり、その
	動向を注視してまいります。

【上下水道料金福祉措置について】(12件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・存続してほしい (10件)	少子・高齢化が進展する中、本制度につきましては、福祉施策としての観点から今後とも、市会や市民の皆様方の 幅広いご意見をいただきながら、具体的な方策について検討してまいりたいと考えております。
・廃止すべき	
・高齢者世帯に対する水道基本料金減額は年金生活世帯の大きな支え。知らない人にも広げるべき。	くらしの便利帳や市政だより(平成22年6月)、大阪市高齢者施策のあらまし、ホームページ、PURE、水道のしおり、水道使用量等のお知らせ票の裏面(平成22年6月・7月)等に掲載しているほか、水道局営業所や区役所、保健福祉センターにチラシを設置するなど、引き続き、周知に努めてまいります。

【生活保護について】(12 件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・生活保護の受給者をきちんと調べてほしい。(3件)	生活保護の申し込みがあった場合は、資産、収入、その他の働ける能力、扶養義務者の扶養、また、他法他施策等
	あらゆるものを生活の維持にあてていただきます。そのため、生活保護の申請者に収入・資産に関する報告を求める
	とともに、預貯金や生命保険等の資産調査等を行っています。
	また、生活保護受給中は担当ケースワーカーにより、生活保護受給者の方に対し、定期的に収入申告書や適宜、必
	用書類の提出を求め、必要に応じて金融機関や就労先に照会を行い、収入等の確認を行っているところです。
	さらに、年に1回「税務調査」を実施し、収入状況の確認も行っており、資産や収入状況等について厳正に調査・
	確認しておりますが、今後ともより厳正な調査・確認を行っていきます。
	しかしながら、生活保護に関する資産等の調査には回答義務が無く、また、本人の同意書無しでは回答いただけな
	い場合もあります。
	また、金融機関等への照会するにあたっては、各支店ごとの照会が必要な場合があるなど、調査権に限界があるの
	が現状です。
	こうしたことから、生活保護の適正化を推進していくために、国に対して調査先の回答義務(生活保護法 29 条の改
	正)や不正受給に関する調査等の権限強化について要望しているところです。
・生活保護世帯への夏期及び冬期一時金が支給されな	生活保護における加算等の基準については、国が定めることとされています。
くなり、特に 70 歳以上の世帯では数年前に老令加算	本市が大阪府からの補助を受けて実施していた夏期及び冬季の見舞金事業については、国の社会保障審議会におい
が数年前に廃止になり大変である。	て、生活保護の基準額が一般勤労世帯の消費支出の7割程度の水準に達し、その後もその水準を維持していることか
	ら、平成16年度末で一定の目的を達成したものとして、廃止をしたところです。
	また、大阪府からの補助が廃止され、事業継続が困難になったこと等から、見舞金事業を復活させることは困難で
	す。

	<u> </u>
・生活保護の有期限付保護制度は反対。(5件)	「有期保護」とは、平成 18 年に全国知事会・全国市長会が発表した「新たなセーフティネットの提案」で提唱さ
	れている制度です。
	「新たなセーフティネットの提案」では、働ける方に生活保護制度を適用する期間を、最大限 5 年間とし、1 年間
	で自立できた場合は、次に困窮に陥った場合、残り4年間の生活保護を受給できるというように、生活保護を利用で
	きる期間を限定しています。
	ただし、5 年間の期限が切れた場合でも、一定の条件を満たす困窮状態にある方については生活保護を再度適用す
	るため、有期保護の期限後も、最低限度の生活は適切に保障されることとなっています。
	平成22年10月20日に指定都市市長会として国に対して行いました「社会保障制度全般のあり方を含めた生活保
	護制度の抜本的改革の提案」では、「新たなセーフティネットの提案」における「有期保護」の考え方をベースに、
	雇用・労働施策では就労自立に至らなかった働ける方に対し、生活保護制度でどのように支援を行っていくべきかを
	まとめました。
	その中では、働ける方を生活保護で支える場合、漫然と支援を続けるよりも目標期間を定める方が効果的であるこ
	とから、1年を目安とした自立支援期間を設定し、一定期間ごとに生活保護の適用を改めて判断することとしていま
	t.
	- ^。 - この一定期間ごとに生活保護の適用を改めて判断する点を、「一定期間で打ち切る(有期保護)」制度と誤解される
	方もおられますが、決してそうではありません。
	- プログラグルステル、CCCC アイスのテスピル。 - これは、一定期間で就労を阻害する要因を分析し、その後の就労支援方針を決めていくためであり、「一定期間で
	打ち切る」制度ではなく、むしろきめ細かく自立を促していくための期間設定です。
	「打りめる」間及くはなく、もじりさめ幅がく自立を促じていくための期間設定です。 なお、受給者の自立の促進においては、きめ細かな支援を行うことが必要であることから、地域や NPO、社会的企
	業との連携により、受給者の地域における社会的自立を促進する制度も提案しています。
・医療費の一部負担の導入は反対。	生活保護の医療扶助について、現行制度のまま一部自己負担を実施した場合、生活扶助費から一部負担金を支出す
- 医療質の 即負担の等人は反列。	生活床暖の医療状めに プログ、先行前度のよよ 前自己負担を実施した場合、生活状助質がら 前負担金を叉山り ることになり、最低生活費を割り込むという問題が生じます。
	- ることになり、取似生活質を割り込むという问题が生します。 - 平成22年10月20日に指定都市市長会として国に対して行いました「社会保障制度全般のあり方を含めた生活保
	一半成 22 年 10 月 20 日に指足部川川改芸として国に対して打いました「社芸保障制度主放のあり力を含めた生活保 護制度の抜本的改革の提案 の中では、そのようなことが起きないように、医療費の一部自己負担を導入しても、最
	護制度の扱本的以革の従系」の中では、そのようなことが起さないように、医療質の一部自己負担を導入しても、取 低生活を保障できる仕組みとなるよう、国において保護基準の考え方の整理を行うことも、同時に要望しています。
	提案の生活保護法等改正案においても「厚生労働大臣は、一部負担適合被保護者について、第8条の基準を定める
	際においては、一部負担金の負担を考慮しなければならない。」という条文を追加しています。
	なお、提案では、「医療扶助の適正化を図るための仕組みづくり」の中で、医療費の一部自己負担の導入以外にも、
	医療扶助支給額の本人通知、医療機関に対する指導・監査等を総体的に行う国機関の創設などの検討を提案していま
・外国人の生活保護を受け付けるな。また、しっかり	日本に適法に滞在し、永住、定住等の在留資格を有する外国人の方が生活に困窮した場合には、厚生労働省からの
調査してほしい。	通知(昭和29年5月8日付け厚生省社会局長通知)により、生活保護を準用するよう定められています。
	その基準については、日本人同様に、資産、収入、その他の働ける能力、扶養義務者の扶養、また、他法他施策等
	あらゆるものを生活の維持にあてていただきます。そのため、生活保護の申請者に収入・資産に関する報告を求める
	とともに、預貯金や生命保険等の資産調査等を行っています。
	また、生活保護受給中は担当ケースワーカーにより、生活保護受給者の方に対し、定期的に収入申告書や適宜、必
	用書類の提出を求め、必要に応じて金融機関や就労先に照会を行い、収入等の確認を行っているところです。
	さらに、年に1回「税務調査」を実施し、収入状況の確認も行っており、資産や収入状況等について厳正に調査・
	確認しておりますが、今後ともより厳正な調査・確認を行っていきます。

・生活保護受給者が財政を圧迫している。働けるのに 受給している人に不満を感じる。

生活保護を受給するにあたりましては、生活保護法第4条で「保護の補足性」において「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」を要件としています。そのため、稼働能力を有している生活保護受給者の方へは、ケースワーカー等により就労指導等を行い、自立に向けた支援を行っています。

また、雇用政策を所管する局とも連携し、生活保護受給者の雇用優先枠を設定することや、平成22年10月には就 労自立に向けた支援を行う「就労支援員」の増員も行うなど、就労による自立に向けた支援を強化しているところで す。

さらに平成 23 年度は、稼働能力を有する方への就労支援をより一層充実させ、特に早期段階での支援を強化する ために支援規模の大幅な拡充を予定しています。

一方、本市といたしまして、これまで国に対して制度の抜本的改革を繰り返し要望してまいりましたが、平成 22 年 10 月 20 日には指定都市市長会として、国に対して社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案を行ってまいりました。

その提案の中では、社会保障制度全般の再構築の観点から雇用・労働施策や生活保護制度も含めた社会保障制度全般について、社会構造、産業構造、税財政などさまざまな観点から見直すことが必要であり、早急な生活保護制度の改革への着手はもとより、雇用・労働施策の充実が必要であると訴えています。

とりわけ生活保護に関して具体的な提案として、期間を設定した集中的かつ強力な就労支援を、被保護者のうち、 稼働可能な者を対象に就労指導を行うとともに、就労するまでの間は正当な理由がない限り、ボランティアや軽作業、 短時間の就労等をはじめとする社会的自立を支援するプログラムへ参加する仕組みを構築することを提案しており ます。

また、提案では生活保護の適用を改めて判断する要素として、「自立に向けたプログラムへ真摯な態度で参加し、 自立に向けて最大限の努力を行ったか」等を基に検討することとしており、再度、保護を適用することもありえます が、例えば、就労阻害要因がないにも関わらず、期間中に就労に向けた努力を全く行わない場合には、保護の停廃止 を行うこともあると考えています。

【市営住宅(建設)について】(11件)

【川呂住七(建政)について】(11 件)	
ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・市営住宅を増やしてほしい。(11 件)	本市の市営住宅の管理戸数は、約10万戸であり、政令指定都市のなかでもトップの水準となっています。 現在、市営住宅では老朽化の進行や居住者の高齢化等によるコミュニティの沈滞化などの課題が生じており、こうした課題に対応するため、地域コミュニティの活性化やまちづくりに貢献する「市民住宅」への再編をめざした様々な取組を進めています。 市営住宅の整備については建替えを基本に進めており、建替えに際しては、土地の高度利用を図るとともに従前の入居者世帯数に限定して事業を進めることにより余剰地を生み出し、こうした余剰地を活用し民間活力の導入も図りながら良質な住宅や生活利便施設の誘導等を図っています。

【特別支援学校について】(11件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・特別支援教育にかかる予算を拡大してください。	本市における特別支援教育に関しましては、「共に育ち、共に学びあう」教育を推進しており、児童生徒一人一人
	及び保護者のニーズに沿った教育活動の推進に努めております。
	今後も、特別支援教育が進展いたしますよう、施策の充実に努めてまいります。
・特別支援学校の定員を増やしてほしい。(2件)	本市では、教室不足や通学時間の長時間化等、喫緊の課題を有する特別支援学校について、必要な整備を行うため、
・特別支援学校の超過密を解消し、法律の基準に見合	「大阪市立特別支援学校整備計画(案)」を策定しました。この計画(案)に基づき、平成26年度までに難波特別
う学級編成ができるようにしてください。	支援学校の移転・拡充、市南部に知的・肢体併設校の新設、市北部に知的障害校の新設を行ってまいります。
	特別支援学校の学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」
	に基づき、都道府県教育委員会の基準に従って編制し、その同意を得て決定することになっています。
	大阪市教育委員会といたしましては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえた学級編制ができるよう、これまでも実質
	的な権限のある大阪府教育委員会に要望してきており、ご要望の趣旨につきましては、今後も引き続き、強く要望し
마사구한 노학미국 선생호 조존했다. 조산계 호상이 소개	てまいりたいと考えております。
・肢体不自由特別支援学校の看護師の待遇や給料を改	看護師の待遇や給与、配置につきましては、その実質的な権限のある大阪府教育委員会に要望してまいります。
善してください。(2件) ・市内3校の肢体不自由校の児童生徒のうち約 1/3	教育委員会としましては、特別支援学校校長会が主催する大阪市立特別支援学校医療的ケア連絡協議会をはじめ、
が医療的ケアを必要としている。しかし、教育条件は	教育安貞云としましては、特別又後子仪仪文云が主催する人阪印立特別又後子仪医療的グラ連絡協議云をはしめ、 医療的ケアを必要とする児童・生徒への教育に係る関係各方面との意見交換・連携を行い、学校における医療的ケア
不十分、通学面でも大変不自由をしている。	医療的ケテを必要とする元重・生徒への教育に係る関係者方面との息光交換・建揚を行い、子仪における医療的ケテー に関する研修等の充実に努めてまいりたいと考えております。
1 1 7 7 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	なお、今後も医療的ケアに関しては、国・府の動向を見ながら、鋭意研究・検討してまいります。
・医療ケアを受けている子どもたちが、安全に通学し、	スクールバスの運行につきましては、各肢体不自由特別支援学校が実情に応じたコースの変更や、停留所の合理的
学校生活が送れるようにしてください。スクールバス	配置等で通学時間の短縮に努め、安全な運行に配慮しているところです。
等保護者の負担をなくしてください。	医療的ケアを必要とする子どもたちの通学に関しましては、学校教育における医療的ケアについての国・府の動向
	を見ながら、課題として受け止め研究・検討してまいります。
・西淀川特別支援学校の教室数不足、設備の充実を行	各特別支援学校では、その年度の学級編制に応じた教室利用を工夫しております。
ってください。	また、特別支援学校の教室不足等の課題を解消するため、「大阪市立特別支援学校整備計画(案)」に基づき、整備
	してまいります。
・医療的ケアを必要とする子ども達の通学保障をきっ	医療的ケアを必要とする子どもたちの通学に関しましては、学校教育における医療的ケアについての国や府の動向
ちりとしてほしい。	を見ながら、課題として受け止め研究・検討してまいります。
・支援学級への人の配置や医療行為の必要な子どもに	本市といたしましては、平成7年度より看護師資格をもった看護指導員の派遣を委託事業で実施いたしておりま
看護師の巡回をしてください。	す。具体的には、各校に派遣された看護指導員は、医療的ケアを行うほか、医療的ケアに関する教職員の研修の講師
	となったり、教職員の指導助言にあたったりしております。
	医療的ケアへの対応につきましては、今後も、引き続き国・府の動向を見ながら、鋭意研究・検討してまいります。

【介護保険について】(10件)

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
・介護保険料を引き下げてほしい。(6件)	介護保険の財源は法に定められており、介護保険料の引下げは現状では困難な状況です。しかしながら、低所得者の保険料負担については、国の責任において負担軽減策を講じるよう、他の大都市と連携を図りながら国に対して要望しているところです。
・介護保険制度の改悪しないでください。	介護保険制度について、長期的に安定した運営が行われより信頼される制度となるよう他の大都市と連携を図りな がら国に対して要望しているところです。
・介護保険の余剰金を使って、保険料を値下げしてください。	現在、介護給付費準備基金を充当することによって、介護保険料の軽減措置を行っているところであり、今後とも同様の措置を行う予定です。
・介護保険制度の周知徹底を行ってほしい。	パンフレットの作成・配付、ホームページへの掲載等制度周知に努めていることころでありますが、今後、より効果的な周知方法について検討を進めます。
・介護保険を使わない人には何らかの見返りを。	介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスを安心して受けていただくことを目的として創設された公的な社会保険制度であり、介護保険サービスを利用しないことで見返りを設けるといったことは、制度の趣旨にそぐわないと考えております。何とぞ、ご理解いただきますようお願いします。

大阪市市政改革室行財政改革担当

〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20

TEL 06-6208-9733

FAX 06-6205-2660

E メール ac0002@city.osaka.lg.jp

